

➤ ステークホルダー協議に関する質問

質問	回答
<p>プロジェクトにより影響を受ける現地の住民の意見を反映できるようにするため、JICAの環境ガイドラインにおいてはどのような内容を盛り込んでいるのですか？</p>	<p>JICAとしては、各プロジェクトで環境社会配慮を行うにあたって、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者を含めプロジェクトの影響を受ける可能性のある人々の意見が適切に反映される必要があると考えています。環境ガイドラインは、別紙1(社会的合意)で、「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、……社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされなければならない」旨明記しています。</p> <p>また、JICAが環境社会配慮確認を行うにあたって、幅広く情報収集を行うことが重要であると考えており、環境ガイドライン2. 1. 6. においては、「プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国等に対して積極的に働きかける」旨明記しています。</p>
<p>ステークホルダーとの協議は、誰が主催するのですか？</p>	<p>主催者は相手国等となります。JICAは、必要に応じて開催を支援します。</p>
<p>環境ガイドラインにおいてはステークホルダーの範囲について、どのように考えているのですか？</p>	<p>環境ガイドラインの1. 3. に定義されるとおり、「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む)及び現地で活動している NGOをいいます。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいいます。</p> <p>なお、環境アセスメントは、当該プロジェクトが位置する国における手続きに基づき行われるものであり、ステークホルダーとの協議についても、個別プロジェクトの内容、周辺状況等を勘案しつつケースバケースでステークホルダーの範囲を検討していくことになると考えています。</p>
<p>非正規居住者をステークホルダーとして含める必要があるのですか？</p>	<p>協力事業の対象地に居住する住民は、非正規居住者であっても、対象地で生活または生計を立てている人々は、現地ステークホルダーに含めます。ただし、いわゆる「Professional Squatter」(補償を得ることのみを目的とする非正規居住者)については、実施機関等と協議の上その対応を検討する必要があると考えます。</p>
<p>ステークホルダー協議の計画・実施する際にどのような様な人々を社会的な弱者として見なし、配慮を行うべきとJICAは考えているの</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン別紙1(社会的合意)では、「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、……適切な配慮がなされなければならない。」と記載されています。</p> <p>一方、環境社会配慮ガイドラインで明記されている人々以外にも、若者や</p>

<p>ですか？</p>	<p>移転対象者、女性世帯主、土地を持たない人、用地取得に関連して当該国法上補償対象とならない人も対象になりうると思います。さらに、国や地域によっては、ステータス(人種や肌の色、性別、言語、宗教、政治的な意見やその他の意見、資産、生まれ等)や要素(ジェンダーや年齢、民族性、文化、識字、病気、(身体的もしくは精神的)障害、経済的に不利な状況、特有な自然資源への依存等)により社会的弱者になりうる人もいると考えます。</p>
<p>ステークホルダー協議を計画・実施する際の留意点(社会的弱者への配慮も含む)は何ですか？</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン別紙1(社会的合意)では、「プロジェクトは、…適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。…地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。」と記載されています。</p> <p>JICAとしては他ドナーや国際機関等が作成しているステークホルダー協議の計画・実施に関するハンドブック等を参考とし、適切な配慮が行われているか確認します。</p> <p>また、カテゴリA及びB案件では、環境社会配慮と用地取得・非自発的住民移転に関するステークホルダー協議が行われた場合、報告書に少なくとも以下の項目が記載されるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ステークホルダー協議の計画(ターゲットとした集団、開催回数、及びそれらの設定根拠等)、実施日時、場所、方法(住民集会、個別インタビュー)、社会的弱者に対する配慮手法、告知方法、参加者(人数、所属、性別等)、協議内容、参加者からのコメント、実施機関による返答、寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、協議の議事録、更なる協議が実施される予定ならばその計画</li> </ul> <p>なお、社会的弱者については、その参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるよう配慮したステークホルダー協議が行われるべきと考えます。</p>
<p>重要事項 4の「意味ある参加」および「真摯な発言」とはどのような意味ですか？</p>	<p>「意味ある参加」とは双方向のコミュニケーションがあつて、ステークホルダーの意見が適切に計画に反映されることを意味しています。</p> <p>「真摯な発言」とは責任を持った発言を意味しています。</p>
<p>ステークホルダーとの協議が適切に行われたかをどのように確認するのですか？</p>	<p>ステークホルダー協議を行った際は協議議事録を作成するよう働きかけることとしており、JICAはその内容がプロジェクトの計画で配慮されているかを確認します。</p>

<p>別紙 2において「地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない」とありますが、協議が行われているか否かを JICAとしても確認するのですか？</p>	<p>環境ガイドラインでは、適切な環境社会配慮を行うため、地域住民等との対話が重要だと認識されています。</p> <p>環境ガイドライン別紙2では、環境アセスメント報告書に記述されていることが望ましい事項として、協議会の記録をあげており、これらを通じた確認を行います。</p>
---	--